ウ　公民的分野

(ｱ) 目標

> **(1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義，特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ，民主主義に関する理解を深めるとともに，国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。**

＊公民的分野固有のねらいと基本的性格を示したもの

「民主主義に関する理解を深める」ためには**「個人の尊厳と人権の尊重の意義」**についての認識が必要である：

・民主国家の存在を基礎づける近代憲法の多くが，個人の尊厳に基づく人権尊重を基本原理として構成されているように，民主主義の本質がここにある

・個人は他の個人と結び付いて社会集団を形成し社会生活を営むのであり，民主社会においては，互いに個人の尊厳と基本的人権を尊重することが社会生活の基本となっている

このことの認識のために：

「自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識」させることが必要である：

・個人は常に他の個人とかかわりをもちながら社会生活を営んでおり，その限り，個人の自由・権利には，社会的な責任・義務が伴う

・自由・権利と責任・義務の関係を取り上げ，それを通して個人の尊厳と人権の尊重の意義を認識させ，民主主義に対する理解を深めさせることが必要である

＊目標の(1)で述べられている民主主義に関する基本的な考え方は，この分野の学習全体を貫くものであることに留意し，指導計画を作成することが大切

「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」：

・「国民主権を担う公民」を育てるためには，断片的な知識を詰め込むことに陥らないようにし，知識・能力・態度を一体的なものとして身に付けさせる必要がある

＊**教養**：身に付いた知識・能力・態度

＊**基礎的教養を培う**：中学校段階では生徒の発達の段階を考慮しつつ，その基礎を養う

> **(2) 民主政治の意義，国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて，個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め，現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに，社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育てる。**

＊公民的分野の具体的な学習が，「民主政治の意義」「国民の生活の向上と経済活動とのかかわり」「現代の社会生活」など，政治に関する学習，経済に関する学習，社会生活に関する学習であることを示している

＊これらの学習が「個人と社会とのかかわり」を中心に理解を深めさせることを示したもの

「個人と社会とのかかわり」：

・社会生活を営む上での基本的な問題として，常にあらゆる場で直面せざるを得ないもの

・個人と社会との関係について考えることは豊かで民主的な国家・社会の主体的な形成者にとって必要なこと

＊内容全体にかかわる学習の基本的な観点として，目標に明確に位置付けている

「現代社会についての見方や考え方の基礎」：

・現代の民主政治や国民の生活の向上と経済活動，社会生活などをより一層理解できるようにすることをねらいとする

・**見方や考え方**：現代の社会的事象を読み解くときの概念的枠組み

＊人は一般にある情報を手にしたとき，何らかの枠組みに即しながら考察し，その情報がもつ意味や価値をとらえようとする。例えば，マス・メディアを通じて経済や政治などにかかわる情報を得ると，自分のもっている枠組みに即して解釈し，社会生活に与える影響及び意義を自ら見いだそうとする

・それぞれの学習のねらい
① 政治に関する内容を学習する基本的なねらい：
・民主政治の意義を国民主権という立場から国民生活と関連付けて具体的にとらえさせる
・主権者として政治に参加する意義を自覚させることを通して，政治についての見方や考え方の基礎を養う
② 経済に関する内容を学習する基本的なねらい：
・経済活動の意義が人間生活の維持・向上にあることを消費生活を中心に理解させる
・現実の生産や消費などの経済活動を取り上げて市場経済の基本的な考え方や職業の意義などを理解させる
・国民生活と福祉の向上を図るために国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせることを通して，経済についての見方や考え方の基礎を養うこと
③ 現代の社会生活に関する内容を学習する基本的なねらい：
・現代社会の特色について気付かせる
・身近な社会集団の形成や社会生活を円滑に営むための基本的な考え方についての学習を通して，現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに，現代の社会生活における文化の意義や影響などについて理解させる
④ 新たに設けた課題を探究させる学習の基本的なねらい：
・地理的分野，歴史的分野，公民的分野の学習の成果を生かし，よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ，主体的に社会の形成に参画する態度の基礎を養う
＊①から④を通して「社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育て」，公民として必要な基礎的教養を培うよう指導していく必要がある

(3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で，世界平和の実現と人類の福祉の増大のために，各国が相互に主権を尊重し，各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに，自国を愛し，その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。

「世界平和の実現と人類の福祉の増大」：
・国際社会の変容とともに「国際的な相互依存関係」がより一層深まってきた現状を踏まえ，これからのよりよい社会を築いていくために解決すべき課題
・その解決のためには「各国が相互に主権を尊重し，各国民が協力し合うこと」が重要である
・**人類の福祉の増大**：これからの社会においては，人類の立場から，また，持続可能な社会の形成という観点から，諸課題について考えることが大切である
＊国際社会において自国を愛することの在り方：
・家族，郷土，自国を愛するとともに，国際社会において大きな役割を担うようになった日本の在り方を考えさせること
・国際社会の中で信頼と尊敬を得る日本人を育成していくこと
＊グローバル化が一層進展する中で国民的自覚や自国を愛することを国際的な視野に立って深めていくことを示している

(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め，様々な資料を適切に収集，選択して多面的・多角的に考察し，事実を正確にとらえ，公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

＊公民的分野の学習を通して育成すべき能力と態度を示している
「現代の社会的事象に対する関心を高め」：
・現代の社会的事象に対する関心をもって課題を追究するとともに，このような学習を通してさらに社会的事象への関心を高めることが大切である

「様々な資料を適切に収集，選択して」：

・情報化が進展する中で社会的事象について考察するときに求められる能力，すなわち，関連のある資料を様々な情報手段を効果的に活用して収集し，かつ考察に必要な情報を合理的な基準で選択し分析する能力

＊現代では，コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し，大量の情報を手に入れることが可能となっており，必要な情報とそうでない情報を選別する合理的な基準を見いだす能力を学習の中で養う工夫が重要である

「多面的・多角的に考察し」：

・**多面的**：公民的分野の学習対象である現代の社会的事象が多様な側面をもつとともに，それぞれが様々な条件や要因によって成り立ち，さらに事象相互が関連し合って絶えず変化している

・**多角的**：このような社会的事象をとらえるに当たっては，多様な角度やいろいろな立場に立って考えることが必要となる

「事実を正確にとらえ，公正に判断する」：

・社会的事象について判断するときには，収集された資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実をとらえ，いろいろな立場に立った様々な考え方があることを理解し，その上で判断すること

＊結論に至る手続きの公正さを求めてこのような表現としている

「適切に表現する能力」：

＊言語活動の充実と関連して重視

・公民的分野の学習において育成しようとする表現力：

＊学習の結果を効果的に発表したり文章にまとめたりする力だけを意味しているのではない

＊例えば，学習の過程で考えたことや活動したことについて表現することも含んでいる

・どのような資料を収集し

・その中から何を基準として資料を選択し

・それを用いてどのようなことを考え

・どのような根拠で結論を導き出したのかを

具体的，論理的に説明させるなどして，第三者に学習で得た結論とその結論を導き出した過程をより分かりやすく効果的に示す力

＊これら四つの目標は，相互に関連しながら全体としてのまとまりをもつように構成されていることに留意し，公民的分野の学習を通してこれらのねらいを一体的なものとして指導計画の作成や指導の過程に生かすことが大切である

公民的分野全体に関する内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに，これらの分野で育成された能力や態度が，更に高まり発展するようにすること。また，社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し，特定の内容に偏ることなく，分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようにすること。

イ　生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し，日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること。その際，制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせるようにすること。

ウ　分野全体を通して，習得した知識を活用して，社会的事象について考えたことを説明させたり，自分の意見をまとめさせたりすることにより，思考力，判断力，表現力等を養うこと。また，考えさせる場合には，資料を読み取らせて解釈させたり，議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

(ｲ) 内容
　(1) 私たちと現代社会

◎現代社会の特色や，現代社会における文化の意義や影響を理解させる
◎現代社会をとらえる見方や考え方の基礎について，具体的な社会生活と関連付けるなどして理解させ，以後の政治や経済，国際社会の学習の導入とする

＊地理的分野，歴史的分野の円滑な接続を図るとともに，この大項目以降に学ぶ内容の基礎を身に付けることができるよう，中項目ア，イはこの順で扱う
・現代社会を概観することで現代社会を学ぶアが，それまで学んだ地理的分野，歴史的分野との関連が深く，また，現代社会をとらえる見方や考え方を学ぶイが，これ以降の学習の基礎となる内容を含む

ア　私たちが生きる現代社会と文化
　現代日本の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などがみられることを理解させるとともに，それらが政治，経済，国際関係に影響を与えていることに気付かせる。また，現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに，我が国の伝統と文化に関心をもたせ，文化の継承と創造の意義に気付かせる。

（内容の取扱い）
ア　アについては，次のとおり取り扱うものとすること。
　(ｱ)　地理的分野，歴史的分野との関連を図り，現代社会の特色をとらえさせるようにすること。
　(ｲ)「現代社会における文化の意義や影響」については，科学，芸術，宗教などを取り上げ，社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫すること。「我が国の伝統と文化」については，歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと。
イ　(1)については公民的分野の導入部として位置付け，ア，イの順で行うものとし，適切かつ十分な授業時数を配当すること。

中地理(2)イ　→
・世界と比べた日本の地域的特色
(ｲ)人口
(ｴ)地域間の結び付き

中地理(2)ウ　→
・日本の諸地域
(ｵ)人口や都市・村落を中核とした考察
(ｷ)他地域との結び付きを中核とした考察

中歴史(6)イ　→
・高度経済成長，国際社会とのかかわり，冷戦の終結などを通して，我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し，国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。

主な学習内容

「現代日本の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などがみられることを理解させる」：
例）少子高齢化　：近年の少子化の進行と平均寿命の伸長によって，日本の人口構造が変化してきていること
　　情報化　　　：高度情報通信ネットワーク社会の到来により，世界中の人々と瞬時にコミュニケーションをとることが可能になったことや，様々な情報が公開，発信，伝達されている状況であること
　　グローバル化：大量の資本や人，商品などが国境を越えて容易に移動することができるようになってきていること

「それらが政治，経済，国際関係に影響を与えていることに気付かせる」：
例）少子高齢化　：将来，労働力人口が減少することが予測されることや，家族・地域社会が変容し，介護などの福祉の充実などが必要となってきていること
　　情報化　　　：大量の情報の活用によって経済などの仕組みや社会生活が変化してきていることや，その中で個人が主体的に情報を収集，処理，判断，発信するなどの情報を活用する力や情報モラルを身に付けていくことなどが大切になってきていること
　　グローバル化：貿易などで国際競争と国際分業が加速しつつあることや，異なる文化との共存や国際協力の必要性が増大してきていること

＊地理的分野，歴史的分野などとの関連を図ったり，写真や統計資料を用いるなど工夫が求められる
　例）・高度経済成長のころと現在の情報通信機器の写真とを比較する
　　　・聞き取り調査をして社会生活がどのように変化したかをまとめる

→高現社(1)
・私たちの生きる社会
→高現社(2)オ
・国際社会の動向と日本の果たすべき役割
→高倫理(3)イ
・現代の諸課題と倫理
→高政経(3)ア
・現代日本の政治や経済の諸課題
→高政経(3)イ
・国際社会の政治や経済の諸課題

→高地理Ａ(1)ア
・地球儀や地図からとらえる現代世界

中地理(1)イ →
・世界各地の人々の生活と環境

中地理(2)ウ →
・日本の諸地域
(カ)生活・文化を中核とした考察

中歴史 目標(1) →
・…我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせる‥

中歴史(1)イ
(内容の取扱い)→
身近な地域の歴史
・…人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。

「現代社会における文化の意義や影響を理解させ」:
・私たちは文化によって初めて豊かな生活を享受できることや，私たちのものの見方や考え方，判断，価値観などが文化によって影響を受けていることなど，社会生活の様々な場面において文化の影響がみられること
・文化が現代社会を規定する大きな要因の一つであること
・個々の文化には人類共通の普遍性とそれぞれの文化特有の特殊性があり，文化が異なれば行動様式や生活習慣も異なることに着目させながら，異なる文化を互いに尊重する態度が大切であること

を理解させる

＊科学，芸術，宗教などを取り上げ，社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫する

例）科学：技術革新によって豊かな生活が享受できるようになってきたことなど

芸術：感性豊かな人間性をはぐくみ文化的な生活を生み出す役割を担っていることなど

宗教：その考え方が人々の生活に影響を与えていることなど

「我が国の伝統と文化に関心をもたせ」:
・私たちの生活の中には我が国の伝統的な考え方や信仰，習慣などの影響がみられることに触れながら，わが国の伝統と文化に関心をもたせる
・我が国の生活文化などを取り上げて，我が国の伝統と文化が自然や社会とのかかわりの中でどのように受け継がれてきたのかを考えさせたり，日本人の心情やものの考え方の特色に気付かせたりする

＊歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱う

＊地域や学校の特色，生徒の実態に応じて指導をする

「文化の継承と創造の意義に気付かせる」:
・より豊かな生活を実現していくためには新しい文化の創造に努める必要があること
・文化の創造には伝統の継承が含まれており，そのことによって初めて普遍的で個性豊かな文化が育ち得ること
・自国の伝統と文化を大切にすることは，他国の伝統と文化を認め，尊重することにつながること

などに気付かせる

◎現代日本の社会にはどのような特色が見られるか，どのような伝統や文化の影響を受けているのかを理解させ，これから始める公民的分野の学習に対して生徒の関心を高める

→高現社(2)ア
・青年期と自己の形成

→高現社(2)オ
・国際社会の動向と日本の果たすべき役割

→高倫理(2)
・人間としての在り方生き方

→高倫理(3)イ
・現代の諸課題と倫理

→高日史Ａ(2)ウ
・近代の追究

→高日史Ｂ(1)ア
・歴史と資料

学習の手立ての例

・晩婚化，未婚率の上昇，育児負担など少子化の社会的背景と，人口ピラミッドの推移から今後の高齢化の実態を読み取る作業を通して，少子高齢社会について理解を深め，今後社会全体でどのような支援の仕組みを充実させるべきかをまとめる
・オンラインショッピング，遠隔医療など情報化の進展で生活や社会が便利になった事例だけでなく，サイバーテロ，個人情報の漏洩，情報格差など問題点も挙げ，情報を適切に利用するメディアリテラシーや情報モラルについて考える
・海外で生産されている身の回りにある商品，国境を越えた環境破壊などの具体的な事例を通して，グローバル化によって身の回りにどのような影響が表れたのかを考える
・日本の生活の中に宗教の多様性が認められる事例を挙げて，日本人の心情やものの考え方の特色を考える

自分の住んでいる地域の子育て支援や介護サービスを調べる

人口に占める外国人の割合の多い県内の地区が異文化とどのように共生していこうとしているのか，取組を調べる

★外国人に日本の伝統や文化について説明するとしたら，どのような内容にすればいいかを考える

★少子化社会対策基本法，高齢社会対策基本法，育児・介護休業法，人口減少社会，ワークライフバランスなど少子高齢社会に関連した内容を取り上げる

★メディアリテラシーなど，情報化社会については「ネット社会の歩き方」(http://www.cec.or.jp/net-walk/)を参考する

(1) 私たちと現代社会

イ　現代社会をとらえる見方や考え方
人間は本来社会的存在であることに着目させ，社会生活における物事の決定の仕方，きまりの意義について考えさせ，現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させる。その際，個人の尊厳と両性の本質的平等，契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

主な学習内容

「人間は本来社会的存在であることに着目させ」：
・人間は一人で生きているのではなく，様々な社会集団を形成し，その一員として生活していることに着目させる
例）人は，家族，学校，地域の自治会，職場など様々な集団を形成してそこに所属しており，協力してよりよい生活を営む努力をしていることに着目させる

＊「**個人の尊厳と両性の本質的平等**」に気付かせる
・それぞれの集団内では，一人一人が平等な人間として尊重されなければならず，それを基盤に社会生活が営まれていることを意味している。

「社会生活における物事の決定の仕方，きまりの意義について考えさせ」：
・人間は社会集団を形成し，その一員として所属する集団や所属員にかかわる問題（トラブル）の解決について，どのような決定の仕方が望ましいのか，決定したことを，「きまり」として守ることにどのような意味があるのかを考えさせる
例）学校や地域の自治会において何か問題（トラブル）が生じ，その解決のために何をすべきかを決定する際，全員が参加して話し合って決めたり，多数決で決めたり，あるいは代表者が集まって決めたりすること
・日常生活の中で，ある物とある物を交換する場合，どのように取り決めを行えばよいかを考えさせる
例）仲間同士で何かを交換するときなど，どちらかが不利益になることなく互いに満足を得ることができるような取り決めが行われることについて考えさせる
・「きまり」や「取り決め」は，それを守ることによって，だれの何を保障するのかを考えさせることが必要である

＊**「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」**
・社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて「契約」という概念でとらえ直し，それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されること
・互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うこと
に気付かせる

◎現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させる：
「対立」と「合意」
・「対立」が生じた場合，多様な考え方を持つ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように，また，互いの利益が得られるよう，何らかの決定を行い，「合意」に至る努力がなされていることについて理解させる
・**対立**：集団に所属する人は，一人一人個性があり多様な考え方や価値感，また利害の違いもある。当然，問題（トラブル）や紛争が生じる場合もある。また，売買の交渉などにおいて，売り手と買い手が異なる金額や条件を提示してまとまらない場合もある

小3，4社会（3）（4）
（内容の取扱い）→
・…地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う

→高現社（1）
・私たちの生きる社会
→高倫理（1）
・現代に生きる自己の課題
→高倫理（3）ア
・現代に生きる人間の倫理
→高政経（1）ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

「効率」と「公正」

・合意の妥当性について判断しなければならなくなる。その際「効率」や「公正」などの考え方が代表的な判断の基準となる

・**効率**：社会全体で「無駄を省く」という考え方
「合意」された内容は無駄を省く最善のものになっているかを検討すること

・**公正**：手続きの公正さ
「みんなが参加して決めているか」
「だれか参加できていない人はいないか」
機会の公正さや結果の公正さ
「不当に不利益を被っている人をなくす」
「みんなが同じになるようにする」

・「公正」には様々な意味合いがあることを理解させた上で，「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討すること

＊具体的・体験的な事例を取り上げて指導する

例）生徒会で規則を作ったり予算を決めたりする（配分する）場合
対立：最初はいろいろな案があって対立していたとしても
合意：そのままでは何もできないから，議論などを通して，最終的にはお互いが納得して合意できる内容に至る

その際
効率：無駄がないようにしているか
公正：全員が参加して決めているか，特定の集団（部活動や委員会，クラスなど）に不利益にならないようにしているか

◎現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う

＊ここで習得した「見方や考え方」は，これ以降の学習において活用するとともに，繰り返し吟味して，さらに広く深く成長させていくことが大切である

学習の手立ての例

・家族の形態の変化や役割を考えることを通して，人が社会的存在であること，個人の尊厳，両性の本質的平等について考察する
・実際の生活でルールを作ったり守ったりする場面を具体的に考え，個人の責任や「きまり」を守ることにどのような意味があるのかを考える
・「対立」と「合意」，「効率」と「公正」の概念を生徒の実際の生活に即した例を通して理解して，物事の決定の仕方，きまりの意義について考えさせる

★「きまり」「法」「道徳」の違いを考える

⑵ 私たちと経済

◎主として個人，企業及び国や地方公共団体の経済活動を扱い，
・消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる
・市場経済の基本的な考え方について理解させる
・現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させる
・社会における企業の役割と責任について考えさせる
・市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して，国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる
・財政の役割について考えさせる

＊経済に関する内容の学習については，なぜそのような仕組みがあるのか，どのような役割を果たしているのかということを理解させたり，経済活動が我々の社会生活にあらゆる面で密接なかかわりをもっていることを踏まえたりしながら，今日の経済活動に関する諸問題について着目させ，自ら考えようとする態度を育てる
＊⑴イの学習の成果を生かして，経済に関する様々な事柄や課題について，対立と合意，効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させたり，考えさせたり，判断させたりする
＊理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を，まとめさせたり発表させたりするように指導する

ア　市場の働きと経済
　身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに，価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また，現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに，社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際，社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について，勤労の権利と義務，労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。

（内容の取扱い）
ア　アについては，身近で具体的な事例を取り上げ， 個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに，市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させること。その際，市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。

主な学習内容

小3,4社会⑵ア　→
・地域には生産や販売に関する仕事があり，それらは自分たちの生活を支えていること

「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる」：
・**経済活動**：一般的に人々が求める財やサービスを生産し，これらを消費することで生活を成り立たせている人間の活動
・**経済活動の意義**：人間の生活の維持・向上にあり，経済は生活のための手段にほかならないこと
＊生徒の身近な経済生活である消費を中心に理解させる

→高現社⑵エ
・現代の経済社会と経済活動の在り方
→高政経⑵ア
・現代経済の仕組みと特質

小５社会⑵⑶
（内容の取扱い）→
・…価格や費用，交通網について取り扱う

「価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる」：
・市場経済において個々人や企業は価格を考慮しつつ，何をどれだけ生産・消費するか選択すること
・価格には，何をどれだけ生産・消費するかにかかわって，人的・物質的資源を効率よく配分する働きがあること
など，市場経済の基本的な考え方を具体的な事例を取り上げて理解させる

＊市場経済においてこれらの選択を行うに当たっては，あるものをより多く生産・消費するときには，他のものを少なく生産・消費しなければならないことがあることに気付かせる
＊財やサービスの取引は貨幣を通して行われていることに気付かせるだけでなく，近年ではICTの発達により様々な支払い方法が用いられるようになってきていることにも気付かせる

「現代の生産・・・の仕組みや働きを理解させる」：
・家計と企業との関連に着目しながら，人々が求める財やサービスを作り出す生産が，家計によって提供される労働やその他の資源を投入して企業を中心に行われていることについて理解させる

「金融などの仕組みや働きを理解させる」:
・家計の貯蓄などが企業の生産活動や人々の生活の資金などとして円滑に循環するために，金融機関が仲介する間接金融と，株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融を扱い，金融の仕組みや働きを理解させる

「社会における企業の役割と責任について考えさせる」:
・企業は市場において，公正な経済活動を行い，消費者，株主や従業員の利益を増進させる役割を担っていること
・生産活動以外に社会的に貢献していること
について考えさせる
＊自分とかかわらせて考えさせ，考えたことを説明させる学習活動を取り入れる工夫なども必要である

「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について，勤労の権利と義務，労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる」:
・職業の意義や雇用などについては，それが家計を維持・向上させるだけでなく，個人の個性を生かすとともに，個人と社会とを結び付け，社会的分業の一部を担うことによって社会に貢献し，社会生活を支えるという意義があることについて考えさせる
・家計を維持・向上させる上で，雇用と労働条件の改善が重要であることについて気付かせ，産業構造の変化や就業形態の変化，内容の(1)のアの「現代日本の特色」についての学習などと関連付けながら考えさせることが大切である

＊勤労が国民の権利であり義務であることや職業選択の自由が保障されていることと関連付けて考えさせるとともに，正しい勤労観や職業観の基礎を培う
＊労働条件の維持・改善及び経済的地位の向上を図ることを主たる目的として労働者が自主的に組織する労働組合の意義や労働基準法が労働者が人たるに値する生活を営むための最低の基準を定め，労働者を保護しようとしていることと関連付けて考えさせる
ことが必要である

◎経済活動の意義について消費生活を中心に学ばせながら，なぜ市場経済という仕組みがあるのか，どのような機能があるのか，なぜ金融は必要なのか，どうしてそのような仕組みがあるのかということを理解させる
◎企業にはどのような社会的役割と責任があるのかを考えさせる
＊社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について考えさせる

→高現社(2)エ
・現代の経済社会と経済活動の在り方
→高政経(2)ア
・現代経済の仕組みと特質

→高現社(2)エ
・現代の経済社会と経済活動の在り方
→高倫理(3)ア
・現代に生きる人間の倫理
→高政経(2)ア
・現代経済の仕組みと特質
→高政経(3)ア
・現代日本の政治や経済の諸課題

学習の手立ての例

- 「対立と合意」「効率と公正」の視点から，経済活動は家計・企業・政府が資源（天然資源・人・サービス・技術・情報・時間など）を効率よく配分する活動であり，私たちはその中でいろいろな選択をしていることを身近な例を通して考える
- 「株式会社をつくろう」などのシミュレーションを通して，
  - ・生産活動に必要な三要素（資本・労働力・土地）と価格の内訳について考える
  - ・価格の変化と需要量と供給量の変化から，市場価格の設定について考える
  - ・拡大再生産と生産活動の目的について考え，併せて企業の仕組みについて考える
  - ・産業廃棄物の削減やリサイクルに積極的に取り組む企業の活動を通して，持続可能な社会における企業の社会的責任について考える
  - ・グローバル経済における企業の海外移転の良い点と問題点を考える
  - ・なぜ，多くの企業が株式会社の形態を採用しているのかを考える
  - ・身の回りの具体的な商品で，企業間の自由競争が私たちの生活にどのような影響を及ぼすのかを考える
  - ・競争がなくなったときに消費者がどのような不利益を被るのかを考えることで，資本主義経済の基本原理を捉える
  - ・価格に必要経費が上積みされても流通機構が存在する理由を考える
  - ・働きやすい職場について考える活動を通して，労働者の権利と労働の意義について考える
  - ・消費者問題を通して，自立した消費者とは何かについて考える
- クレジットカードの仕組みを考えることで，金融機関の働きを理解する
- 日本銀行券の偽造防止の工夫を考える活動を通して，貨幣の役割，日本銀行の役割について考察する

★消費活動を通して，契約について考える
★身近にある電子マネーを通して，その利便性と問題点を考察する
★為替の仕組みから，円高・円安が経済に与える影響について考える

(2) 私たちと経済

イ　国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために，社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，社会保障の充実，消費者の保護など，市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して，国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また，財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際，租税の意義と役割について考えさせるとともに，国民の納税の義務について理解させる。

（内容の取扱い）

イ　イの「消費者の保護」については，消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。「財政」については，少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。

主な学習内容

「市場の働きにゆだねることが難しい諸問題」：

・社会資本の整備：
- ・社会資本が多くの経済活動を円滑に進めるために必要な基礎的施設として，間接的に経済の発展に役立つことについて理解させる
- ・我が国の社会資本の現状及び社会の変化を踏まえ，福祉の向上を図る上で生活に関連した社会資本の充実が必要であることに気付かせる

・公害の防止など環境の保全：
- ・地理的分野及び歴史的分野の学習との関連を考慮しながら，個人の生活や産業の発展などに伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解させる
- ・現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するという視点に立って，環境を保全し，積極的に人間環境の改善を図るようにすることの重要性について理解させる
- ・これらの問題の解決を図るためには，環境保全対策が国や地方公共団体の重要な課題であり，これまで様々な取組がなされてきたこと，我々の生活の在り方を見直し個人や企業が責任ある行動をとるようにする必要があることに気付かせる

・社会保障の充実：
- ・日本国憲法第 25 条の精神に基づく社会保障制度の基本的な内容を理解させ，その一層の充実を図っていく必要があることを理解させる
- ・少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら，これからの福祉社会の目指すべき方向について考えさせる

・消費者の保護：
- ・消費者の利益の擁護及び増進について，消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため，国は消費者政策を推進する役割を，地方公共団体は地域の社会的，経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させる
- ・企業は消費者の安全や，消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や，国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させる
- ・消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや，どのような消費者行政が行われているのかについて理解させる

「国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる」：
- ・社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，社会保障の充実，消費者の保護など国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり，公正であったり，市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について具体的に考えさせる

小3,4社会(3)　→
・地域の人々の生活にとって必要な飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理について…

小3,4社会(4)　→
・地域社会における災害及び事故の防止について…

小５社会(1)ウ　→
・公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ

小５社会(1)エ　→
・国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

小６社会(2)ウ
（内容の取扱い）→
・「地方公共団体や国の政治の働き」については，社会保障，災害復旧の取組，地域の開発などの中から選択して取り上げ，具体的に調べられるようにすること

中公民(1)イ　→
・…現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させる

→高現社(2)エ
・現代の経済社会と経済活動の在り方

→高政経(2)ア
・現代経済の仕組みと特質

中公民(1)イ →
・…現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させる。

中公民(2)ア
（内容の取扱い）→
・…個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われる…

小６社会(2)イ →
・…国民としての権利及び義務…

「財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる」：
・財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ，財政が国民福祉の観点に立って行われるべきものであることを踏まえながら，財政支出に対する要望は広範多岐にわたり，そのための財源の確保が必要であるが，国や地方公共団体の財源は無限にあるわけではないことに気付かせ，これらの学習の上に立って，財源の配分について，効率や公正の考え方に基づいて考えさせる
　＊アで学習した，「経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われる」という考え方を生かしながら扱う
　＊少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせる
　＊少子高齢社会における社会保障とその財源の確保の問題をどのように解決していったらよいか，税の負担者として自分の将来とかかわらせて考えさせるなどして，考えたことをまとめさせたり，説明させたりする活動を取り入れる
　などの工夫も大切である

＊「租税の意義と役割」：
・統計資料などを有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴にも触れ，国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせる

＊「国民の納税の義務」：
・納税者としての自覚を養う
　・国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させる
　・税の負担者として税金の使いみちなどについて理解と関心を深めさせる

◎なぜすべての経済活動を市場の働きだけに任せておくことができないのか，国民の生活と福祉の向上を図るために，国や地方公共団体はどのような役割を果たしているのかということを理解させる
◎財政の役割や租税の意義などについて考えさせる

→高現社(2)エ
・現代の経済社会と経済活動の在り方
→高政経(2)ア
・現代経済の仕組みと特質
→高政経(3)ア
・現代日本の政治や経済の諸課題

学習の手立ての例

- 国・静岡県・地元の市町地方公共団体（周辺地域の地方公共団体）の歳入・歳出一覧の分析を通して，社会資本の整備，社会保障の充実，公害を防止する環境の保全，消費者保護など国や地方公共団体の財政の果たしている役割について考える
- 進展する少子高齢社会の現状を踏まえ，「対立と合意」「効率と公正」の視点から，これからの財源の確保と配分，財政の役割を考える
- 消費税・酒税など税の種類を確認することを導入にして，租税の種類・仕組み・意義などについて考え，納税者としての義務と自覚について考える
- 商品の取扱説明書を見ることで，製造物責任法について触れ，消費者主権について考える

(3) 私たちと政治

◎民主主義の基礎には個人の尊厳と人権の尊重という考え方があり，それが法によって保障されていること
◎自らが自らを治めるという民主政治の基本となる考え方は，現代の国家においては国民によって選出された代表者が治めるという代表民主制の仕組みに反映されていることの理解の上に立って，国や地方公共団体の政治の仕組みについて理解させる
◎主権者としての政治参加の在り方について考えさせ，民主主義に関する理解を深めさせる

＊(1)イの学習の成果を生かし，政治に関する様々な事柄や課題について，対立と合意，効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させたり，考えさせたり，判断させたりする
＊理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を，まとめさせたり発表させたりする

ア　人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
　人間の尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深めさせ，法の意義を理解させるとともに，民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解させ，我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また，日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め，日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

（内容の取扱い）
ア　アについては，日常の具体的な事例を取り上げ，日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。

小６社会(2)　→
・我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

小６社会(2)イ　→
・日本国憲法は，国家の理想，天皇の地位，国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること

主な学習内容

＊日本国憲法の基本的な考え方を理解させる：
・日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ，自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要である
・日本国憲法が，基本的人権の規定とそれを保障する政治機構を主な内容としていることなど，日本国憲法の構成を大きくとらえさせることが大切である

「人間の尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深めさせ，法の意義を理解させる」：
・民主主義は個人の尊厳を基礎とし，すべての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めさせる
＊人間が生まれながらにもつ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせる
＊それを保障している法の意義について理解させる

「民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解させ」：
・民主的な社会における法は，国民生活の安定と福祉の向上を目指し，国民の意思のあらわれとして国民の代表によって構成されている議会によって制定されるものであり，国や地方公共団体が，国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っていることを，理解させることが大切である
・「法に基づく政治」が民主政治の原理となっており，その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること，独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させる

「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる」：
・日本国憲法が最高法規であることに着目させ，法の意義及び法に基づく政治の理解を踏まえ，日本国憲法に基づく政治によって，国民の自由と権利が守られ，民主的な政治が行われるということについて考えさせる

→高現社(2)イ
・現代の民主政治と政治参加の意義
→高現社(2)ウ
・個人の尊重と法の支配
→高政経(1)ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

小６社会(2)　→
・我が国の政治の働き，日本国憲法の考え方…

中歴史(5)ウ　→
・自由民権運動，大日本帝国憲法の制定，日清・日露戦争，条約改正などを通して，立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに，我が国の国際的地位が向上したことを理解させる

中歴史(6)ア　→
・冷戦，我が国の民主化と再建の過程，国際社会への復帰などを通して，第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ，世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる

「日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め」：

・基本的人権の尊重：
- ・二つの点から理解させる
  - ・基本的人権の理念が，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり，過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであること
  - ・基本的人権の理念が，自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって，広く支持され得る普遍的な内容をもっているので社会生活に具体化する有効な指針となること

・国民主権：
- ・国の政治を最終的に決定する権限が国民にあること
- ・代表民主制においては，その権力が国民の代表者によって行使されること

を理解させる

・平和主義：
- ・日本国民は，第二次世界大戦その他過去の戦争に対する反省と第二次世界大戦の末期に受けた原爆の被害などのいたましい経験から，政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み，平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，国の安全と生存を保持しようと願い，国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し，陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したことについて理解させる

「天皇の地位と天皇の国事に関する行為」：
- ・国民主権と関連させながら，
  - ・天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であること
  - ・内閣の助言と承認によって行われる天皇の国事行為の特色

について理解させる

◎人間の尊重とはどういうことか，それは，どのような方法で実現できるのか，なぜ法に基づいて政治が行われることが大切なのか，などについて理解させる

◎天皇の地位と天皇の国事行為に関する行為について理解させる

→高現社(2)イ
・現代の民主政治と政治参加の意義

→高現社(2)ウ
・個人の尊重と法の支配

→高政経(1)ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

学習の手立ての例

- ・日本国憲法の三大原則の内容を調べる作業を通して，民主主義とは何かを理解する。（資本主義と混同させない）
- ・日常生活における人権への配慮（建物にみられるスロープの設置など）や人権獲得の歴史を調べる活動を通して，基本的人権を尊重しなければならない理由を考える
- ・差別に関する事例を歴史的分野の既習事項を通して確認し，平等権が基本的人権の土台になる理由と差別撤廃の取組について考える
- ・産業革命から社会権が登場した理由を考えさせる活動を通して，社会権が必要な理由，教育の必要性，勤労の権利などについて考える
- ・周囲の環境に配慮した建築物，ドナーカードなど生徒の身近な事例や典型的な事例となる訴訟を通して，新しい人権が登場した社会の変化を考えたり，社会の変化に伴なう新しい人権について考える

静岡県男女共同参画課発行「自分で拓こう自分の未来」を参考に，男女共同参画社会について考える
（http:www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/fukudokuhonn.html でもダウンロード可）

- ・歴史的分野の既習事項を通して，戦後の平和主義の意義，国際社会における日本の立場と役割について考える
- ・日本国憲法と大日本帝国憲法の比較を通して，国民に主権がある理由とそれに関連させて天皇象徴制について考える

★諸外国の憲法を日本国憲法と比較して，我が国の憲法の特徴について考える。（例　人権規定・軍事など）

(3) 私たちと政治

イ　民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際，地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに，住民の権利や義務に関連させて，地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また，国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ，議会制民主主義の意義について考えさせるとともに，多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに，国民の権利を守り，社会の秩序を維持するために，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに，民主政治の推進と，公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際，選挙の意義について考えさせる。

（内容の取扱い）

イ　イについては，次のとおり取り扱うものとすること。

(ｱ) 調査や見学などを通して具体的に理解させること。

(ｲ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて，裁判員制度についても触れること。

小６社会(2)　→
・我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする

小６社会(2)ア　→
・国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること

小６社会(2)イ
（内容の取扱い）→
・国会などの議会政治や選挙の意味，国会と内閣と裁判所の三権相互の関連…などについても扱う…

主な学習内容

「地方自治の基本的な考え方について理解させる」:

・住民自治を基本とする地方自治の考え方について理解させる
　・地域社会における住民の福祉は住民の自発的努力によって実現するものであり，住民参加による住民自治に基づくものであること
　・住民自治を基本とする地方自治の考え方が，地方公共団体の政治の仕組みや働きを貫いている基本的な考え方であること
について理解させる

＊このことを理解させるため：
　・身近な地方公共団体の政治について取り上げるとともに，住民の権利や義務に関連させて扱うことにより，地域社会への関心を高め，地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる
　・日本国憲法における地方自治の保障の重要性にも気付かせる
ことも大切である

「地方公共団体の政治の仕組みについて理解させる」:

・地方公共団体の政治についても代表民主制の仕組みが取り入れられており，住民の代表として選出された執行機関の最高責任者である首長と，同じく住民の代表として選出された議員によって構成される議会の二つの機関の関係を中心に理解させる

「国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ，議会制民主主義の意義について考えさせる」:

・民主政治とそれを支える国民という観点から基本的事項について理解させ，議会制民主主義の意義について考えさせる
　・**国会**：
　　・主権者である国民の代表者によって構成される国権の最高機関であり，国の唯一の立法機関であることを理解させる
　・**内閣**：
　　・国会が国権の最高機関であることと関連させて，我が国が議院内閣制を採用していること
　　・衆議院の総選挙が行われれば必ず内閣は総辞職し，民意を反映した新しい内閣ができる仕組みを取っていること
　について理解させる
　　＊その際，近代国家の多くが権力分立制を取り入れていること
　　＊それが，政治権力が特定の者に集中し，乱用されることを防止し，国民の自由や権利を守る上で大切なものであること
　　を理解させることが大切である
　・**政党**：
　　・同じ政治上の主義・主張を有する者により組織され，政策を示し多くの人々の合意を得て政権を獲得しそれを実現しようとする団体であり，議会制民主主義の運営上欠くことのできないものであることについて理解させる

→高現社(2)イ
・現代の民主政治と政治参加の意義

→高政経(1)ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

→高政経(3)ア
・現代日本の政治や経済の諸課題

＊現在の政党への関心を高めるように扱い，特定の政党の由来や綱領の細かい事柄に触れないようにすること
＊政党には様々な立場があり，それぞれ国民から支持されていることを理解させる
など適切な指導が必要である

・**議会制民主主義の意義**：
・国民の代表者によって構成される議会で国民の意思を決定する議会制民主主義が我が国の政治の原則となっていること
・国民の意思が国政の上に十分反映されてこそ，すべての国民が自由と豊かな生活を保障されるようになること
・議会制民主主義を守り，発展させようとする努力が必要であること
について考えさせる

中公民(1)イ →
・人間は本来社会的存在であることに着目させ，社会生活における物事の決定の仕方，きまりの意義について考えさせ，現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として,対立と合意，効率と公正などについて理解させ…

小６社会(2)イ
（内容の取扱い）→
・国会などの議会政治や選挙の意味，国会と内閣と裁判所の三権相互の関連…などについても扱う…

「多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる」：
・多数決が民主的な議決方法として，国会における審議の際に国家の意思決定の方法として用いられているほか，国政をはじめとする多くの場において用いられることに着目させて，その理由について十分に考えさせて理解させる
＊内容の(1)イの学習と関連させながら
・多数決の原理が国民のための政治に結び付くには十分な説得と討論が前提とされること
・言論の自由が保障されなければならないこと
について，十分に理解させる
＊多数決が公正に運用されるためには，反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや，多数決でも決めてはならないことがあることについても理解させる

→高現社(2)イ
・現代の民主政治と政治参加の意義
→高政経(1)ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

「国民の権利を守り，社会の秩序を維持するために，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」：
・法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ，社会の秩序が維持されていること
・そのため，司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていること
について理解させる
＊抽象的な理解にならないように裁判官，検察官，弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である
＊裁判員制度についても触れながら国民の司法参加の意義について考えさせ，国民が刑事裁判に参加することによって，裁判の内容に国民の視点，感覚が反映されることになり，司法に対する国民の理解が深まり，その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせることが大切である

→高現社(2)ウ
・個人の尊重と法の支配
→高政経(1)ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

中公民(1)イ →
・…現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させ…

「民主政治の推進と，公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」：
・民主政治を推進するためには，公正な世論の形成や国民の政治参加が必要となること
・国民の意思が国政や地方の政治に十分反映させることが必要であり，国民一人一人が政治に対する関心を高め，主権者であるという自覚を深め，主体的に社会に参画することが大切であること
について考えさせる
例）・世論を形成し,国民の意思を政治に反映させるに当たっては，選挙，住民運動，政党の役割やマス・コミュニケーションの働きが大きいこと
・言論，出版その他の表現の自由の保障や主権者としての良識ある主体的な判断力の育成が民主政治にとって大切であること
を，国民の政治参加と関連付けて考えさせるなどの工夫が大切である
＊内容の(1)イで学習したことを踏まえて，考えたことを説明させたり，自分の意見をまとめさせたりするなどの工夫をすることが大切である

→高現社(2)イ
・現代の民主政治と政治参加の意義
→高政経(1)ア
・民主政治の基本原理と日本国憲法

「選挙の意義」:
・それが，主権をもつ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり，議会制民主主義を支えるものであることを理解させる
・良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせる
＊具体的な事例を取り上げて関心を高めさせるとともに，正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について十分に考えさせることが大切である

・民主政治が権力分立により国民の自由や権利を守るとともに，国民の意思の反映を図る仕組みをもっていること
・国民の積極的な政治参加により民主政治を推進することが大切であることを理解させる
・人間を尊重し自由と権利を保障する民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養うことが大切である

◎自治とは何か，議会制民主主義を取り入れているのはなぜか（なぜ議会を通して政治を行うのか），民主政治をよりよく運営していくためにはどのようなことが必要かについて理解させたり，主権者として政治に参加することの意義について考えさせたりする

学習の手立ての例

- 国会の仕組みを確認した上で，日本で二院制を採用している理由を考える
- 「対立と合意」「効率と公正」の視点から，多数決の原理とその運用の在り方について考える
- 新聞報道等を利用して，国会・内閣の仕事や法案制定や組閣の過程を調べる
- 裁判員制度をはじめとする司法改革が導入された背景について考える（安易な模擬裁判は避ける）
- 全国のユニークな条例を紹介し，その地域の課題を考察することで地方公共団体の役割について考える
- 地元の地方公共団体の政策例を取り上げ，「地方自治は民主主義の学校」といわれる理由について考える
- 投票率の変化や選挙に関する意識調査から，選挙における問題点を考える
- 衆議院の解散・総選挙や最高裁判所裁判官の国民審査を通して，国民の主権者としての政治参加することの意義，主権者としての在り方を考える

★選挙公報などを利用して，各政党の主張の特徴を調べる
★アメリカ大統領選挙やフランス・ドイツの政治機構を日本の制度と比較する
★同一内容の新聞の記事を読み比べることで，メディアによって記事の扱い方が違う場合があること，また世論形成について考える
☁自分の住んでいる地域の条例から地域の特色ある政策とその背景について考え，今後のより良いまちづくりの提言を考える

⑷ 私たちと国際社会の諸課題

◎国際社会に対する理解を深めさせ，国際社会における我が国の役割について考えさせる
◎人類の一員としてよりよい社会を築いていくために解決しなければならない様々な課題について探究させ，自分の考えをまとめさせる

＊世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるとともに，人類の福祉の増大を図り，現在及び将来の人類がよりよい社会を築いていくために解決すべき課題について考え続けていく態度を育てることが大切である
＊国際政治に関する内容の学習においては，単なる国際機構名などの知識の習得に終わることなく，なぜ現在このような国際機構が設立され活動しているのか，どのような目的をもって活動しているかなどを理解させる
＊国際社会における我が国の役割を考えたり，課題を探究したりする際には内容の⑴イの学習の成果を生かして，対立と合意，効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させたり考えさせたり，判断させたりする
＊理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を，まとめさせたり発表させたりするように指導する

ア　世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ，国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際，日本国憲法の平和主義について理解を深め，我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに，核兵器などの脅威に着目させ，戦争を防止し，世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また，地球環境，資源・エネルギー，貧困などの課題の解決のために経済的，技術的な協力などが大切であることを理解させる。

（内容の取扱い）
ア　アについては，次のとおり取り扱うものとすること。
⑺ 地理的分野，歴史的分野との関連を図り，その学習の成果を生かす工夫を行うこと。
⑷ 「世界平和の実現」については，領土（領海，領空を含む），国家主権，主権の相互尊重，国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。
⑼ 「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で，国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ，それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。
⑽ 国際社会における文化や宗教の多様性についても触れること。

小６社会⑶　→
・…外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること，世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする

小６社会⑶イ　→
・我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き

中地理⑵ア　→
・…我が国の領域の特色と変化

中地理⑴イ　→
・世界各地の人々の生活と環境

主な学習内容

＊内容の全般にわたって
・地理的分野，歴史的分野との関連を図り，その学習の成果を生かすことに留意する
・世界平和の実現にかかわって，日本国憲法の平和主義と我が国の安全と防衛，核兵器などの脅威など世界平和にかかわる問題について考えさせる

ことが必要である

「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」：

＊国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを，領土（領海，領空を含む），国家主権，主権の相互尊重，国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させること
・固有の領土（領海，領空を含む）をもち，対外的に独立を守る権利（主権）をもつ国家は，国際社会において，原則的に平等の地位を与えられており，すべての国家の主権が相互に尊重されなければならないことを理解させること
・国際的な相互依存関係の深まりの中において，国際連合の総会，安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら，国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させ，我が国と国際社会のかかわりを考えさせる

ことが大切である

＊国家間の問題として，領土（領空，領海を含む）については我が国においても未解決の問題も残されており，平和的な手段による解決に向けて努力していること

→高現社⑵オ
・国際社会の動向と日本の果たすべき役割

→高政経⑴イ
・現代の国際政治

→高政経⑶イ
・国際社会の政治や経済の諸課題

中歴史(6)　→
・現代の日本と世界

小6社会(3)エ
（内容の取扱い）→
・我が国の国旗と国歌の意義を理解させ，これを尊重する態度を育てるとともに，諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること

＊国際社会において，国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させる
＊地理的分野，歴史的分野における学習の成果を踏まえ，国際社会における文化や宗教の多様性について触れながら，国家間の相互の協力や各国民の相互理解と協力が世界平和の実現と人類の福祉の増大にとって大切であることについて認識させる

＊「国家間の相互の主権の尊重と協力」：
・国際理解と国際協力に対して積極的に取り組む意欲を高める
＊小学校における学習の上に立って
・国旗及び国歌がそれぞれの国の象徴であること，
・国旗及び国歌は国によって定められ方が様々であり我が国においては法律によって「日章旗」が国旗であり「君が代」が国歌であることが定められていること
・国家間において相互に主権を尊重し協力し合っていく上でそれらを相互に尊重することが大切であること
を理解させる
・国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通じ，それらを相互に尊重することが国際的な儀礼として定着していることを理解させる
・これらの指導を通じ，我が国のみならず諸外国の国旗及び国歌を尊重する態度を育てるよう配慮する

「国際社会における我が国の役割について考えさせる」：
・グローバル化してきた国際社会における我が国の役割はどのようなものかを考えさせる

「日本国憲法の平和主義について理解を深め，我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」：

中公民(3)ア　→
・人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

中歴史(6)ア　→
・冷戦，我が国の民主化と再建の過程，国際社会への復帰などを通して，第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ，世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる

→高現社(2)オ
・国際社会の動向と日本の果たすべき役割
→高政経(1)イ
・現代の国際政治
→高政経(3)ア
・国際社会の政治や経済の諸課題

・日本国憲法の平和主義：
＊内容の(3)アにおける平和主義の原則についての学習との関連を図り
・日本国民が，第二次世界大戦その他過去の戦争に対する反省と第二次世界大戦の末期に受けた原爆の被害などのいたましい経験から，政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み，平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，国の安全と生存を保持しようと願い，国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し，陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したこと
・人類が，ひとしく恐怖と欠乏から免れ，平和のうちに生存することを心より願っていること
について理解を深めさせる

・我が国の安全と防衛及び国際貢献：
・各国が自国の防衛のために努力を払っていることに気付かせる
＊歴史的分野における学習との関連を踏まえつつ，国際情勢の変化の中，自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割，日米安全保障条約などにも触れながら
・平和主義を原則とする日本国憲法の下において，我が国の安全とアジアひいては世界の平和をいかにして実現すべきか
・我が国が行っている世界の平和と人類の福祉に貢献している様々な国際貢献
について考えさせる

「核兵器などの脅威に着目させ，戦争を防止し，世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」：
＊核兵器をはじめとする様々な脅威の増大に着目させ，ひとたび戦争が起これば，それは人類を破滅させる危険があることや，文化や宗教，民族などの違い，経済格差などの様々な要因によって地域紛争などが多発していることを認識させ日本国民は，憲法の平和主義に基づいて，戦争や地域紛争を防止し平和を確立するために率先して努めなければならない使命をもっていることについて，理解させる

・以上のことを通して，戦争や地域紛争を防止し世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるように指導し，人間の生命の尊さ，平和の尊さを自覚させることが大切である

「地球環境，資源･エネルギー，貧困などの課題の解決のために経済的，技術的な協力などが大切であることを理解させる」：

・地球環境：
＊内容の(2)イの学習との関連を図る
・環境汚染や自然破壊が，地域や国家の問題であるとともに，地球規模の問題となっていること

・資源・エネルギー：
・資源・エネルギーが不足してきていること
・一層の省資源，省エネルギー及びリサイクルなどの必要性が求められていること
・新しい資源・エネルギーの開発やその利用が必要であること

・貧困：
・先進国と発展途上国との経済的な格差ばかりではなく発展途上国間においても経済的な格差があることとともに，貧困の背景には発展途上国においては人口の急増があること

・それらの課題を解決し，人類の福祉の増大を図るためには，経済的，技術的な協力などが大切であることを具体的に理解させる
例）政府開発援助（ＯＤＡ）をはじめとする我が国の国際貢献

◎世界平和と人類の福祉の増大のために，世界の国々ではどのような協力が行われているか，我が国はどのような協力を行っているかを理解させたり，どのようなことができるかなどについて考えさせたりする

中公民(2)イ　→
・国民の生活と政府の役割

中地理(2)ウ　→
・世界と比べた日本の地域的特色
(ｴ)環境問題や環境保全を中核とした考察

中地理(2)イ　→
・世界と比べた日本の地域的特色
(ｳ)資源・エネルギーと産業

→高現社(1)
・私たちの生きる社会

→高現社(2)オ
・国際社会の動向と日本の果たすべき役割

→高政経(1)イ
・現代の国際政治

→高政経(3)イ
・国際社会の政治や経済の諸課題

学習の手立ての例

・国際連合やEUに関する新聞報道に触れることを導入にして，その組織の目的や働きの概要に触れながら，国際機構の役割が一層大切になってきている現状と，我が国と国際社会の関わりを考える
・地図を活用して，日本の領土・領海・経済水域を確認し，周辺諸国との領土問題について調べる
・地域や身の回りで取り組んでいる持続可能な社会への取組を考える
・国際連合（安全保障理事会）の仕組みや役割について考える
・核廃絶･国際紛争など時事問題を取り上げて，平和主義を原則とする日本の国際貢献の在り方について考える。
・現在の紛争地域を白地図にまとめ，その原因を考える
・持続可能な社会の視点から，地球環境・資源・エネルギー・南北問題等を各種資料を活用して多面的・多角的に捉える
★京都議定書に関する各国の取組の現状について調べ，各国の主張をまとめる
★フェアトレードについて調べ，世界の貧困の現状を調べる

⑷私たちと国際社会の諸課題

イ　よりよい社会を目指して
持続可能な社会を形成するという観点から，私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ，自分の考えをまとめさせる。

（内容の取扱い）
イ　イについては，次のとおり取り扱うものとすること。
㋐ 身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目させ，世界的な視野と地域的な視点に立って探究させること。
㋑ イについては，社会科のまとめとして位置付け，適切かつ十分な授業時数を配当すること。

主な学習内容

＊公民的分野で学習してきた成果の活用に加えて，「地理的分野，歴史的分野の学習の成果を活用するとともに，これらの分野で育成された能力や態度が，更に高まり発展するようにする」ことに留意する
＊探究する課題の設定にかかわっては，「身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目」させるなどの工夫を行い，適切に設定させる
＊今までに習得した知識や技能に基づいて学習が展開されるため，具体的な内容は示していない

「持続可能な社会を形成する」：
・将来の世代のニーズを満たすようにしながら，現在の世代のニーズを満たすような社会の形成
・世代間の公平，地域間の公平，男女間の平等，社会的寛容，貧困削減，環境の保全と回復，天然資源の保全，公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となるものであり，環境の保全，経済の開発，社会の発展を調和の下に進めていくことが必要であることを理解させる

◇課題の探究：
・一定の方法があるわけではないが，一般に，課題の設定，資料の収集と読取り，考察とまとめ，といった手順が考えられる
例）中間発表，ディベート，議論，プレゼンテーションなどをさせ，最終的にはレポートを提出させる
・科学的な探究の過程や思考の過程を論理的に表現することができるよう指導することも大切である
・レポートの作成については，一つのまとまったものに仕上げて生徒に成就感をもたせることが大切である
例）「探究のテーマ」，「テーマ設定の理由」，「探究の方法」，「探究の内容（調べて分かったこと）」，「探究のまとめ（気付いたこと・考えたこと）」，「参考資料」等の項目を設けて記述させる

＊課題を探究させるに当たっては：
・対立と合意，効率と公正などの見方や考え方から検討するようにすることにも留意する
・社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し，特定の内容に偏ることなく，分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようにする

＊これらの学習を通じて
・国や地方公共団体の取組，地球規模での努力や国際協力や国際協調などが大切であることを理解させ，自らの生活を見直す
・現在及び将来の人類がよりよい社会を築いていくために解決すべきこととして，これらの課題を考え続けていく態度を育てることが必要である

◎私たちがよりよい社会を築いていくためにはどうしたらよいのかについて，持続可能な社会を形成するという観点から，課題を設けて探究し，自分の考えをまとめさせ，これから社会参画していくための手掛かりを得る

中公民⑴イ　→
・…現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させ…

→高現社⑶
・共に生きる社会を目指して
→高政経⑶
・現代社会の諸課題

学習の手立ての例

・公民的分野での学習だけでなく，地理的分野，歴史的分野の学習の成果を活用するとともに，３分野で育成された能力や態度が，更に高まり発展することを目的とした，「社会科の卒業論文」としての学習

テーマ例

地球温暖化　酸性雨　砂漠化への対応　循環型社会　障害者の社会参加　異文化・多様性　地産地消
日本の社会保障